

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター  
依頼試験約款

本約款は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）がお客様から受託する依頼試験業務に関する基本的な合意事項を定めるものです。

（依頼試験受託）

第1条 都産技研は、見積書又は試験申込書および承諾書に記載した範囲において、試験を実施し、その結果を提供します。

（定義）

第2条 本約款において、お客様とは、都産技研に対し依頼試験の申込み、依頼試験に関する相談を行った者を言います。

（利用資格）

第3条 依頼試験は、日本の法務局に登録されている法人、又は日本居住者（日本に居住する日本国籍者、日本に6か月以上継続して居住する日本国籍以外の者）に認めるものとします。  
2 前項に定める以外の者であっても都産技研が必要と認める者については、依頼試験を利用できるものとします。  
3 第1項に該当する者であっても、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者である者、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当する者（以下「暴力団等」という。）は、申込み及び試験を認めないものとします。  
4 お客様は、都産技研の要請があった場合、第1項又は第2項に該当することを確認できる定款等の書類を提出するものとします。

（利用料金）

第3条の2 お客様には「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの料金を定める規程」に基づき利用料金を請求します。  
2 お客様には原則として一般料金を請求します。ただし、お客様が次の各号の一に該当する場合は中小企業料金を請求します。  
(1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者（中小企業者）  
(2) 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された法人又は団体並びに中小企業者からなる団体（中小企業団体）  
(3) 理事長が必要と認めたもの  
(4) あらかじめ減免申請があり、減額又は免除について理事長が特に必要と認めたもの  
3 前項第3号の「理事長が必要と認めたもの」は、次に該当する法人及び事業とします。  
(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に定める公益法人（公益社団法人及び公益財団法人）  
(2) 業務提携等の協定に基づく事業（業務提携事業等）  
4 都産技研は、第2項第4号の減免申請について、お客様から都産技研の「依頼試験実施要綱」（以下「要綱」という。）所定の様式による減免申請書の提出を受けた後、承認する場合は減免承認書を交付し、承認しない場合は結果通知書を交付します。

（利用料金の計算）

第4条 都産技研が請求する利用料金は、見積書又は試験申込書および承諾書に基づく請求書に記載された金額とします。  
2 都産技研が発行した見積書の有効期間は、発行後3か月間とします。ただし、有効期間内に料金改定があった場合は、改めて利用料金を算定するものとします。

（依頼試験の申込み）

第5条 試験を依頼しようとするお客様は、都産技研が指定す

る試験申込書に依頼事項及び試験方法等の必要事項を記入し、署名又は押印の上、都産技研に申込むものとします。  
2 利用料金の支払い（請求書及び領収書の宛名名義）又は本約款第12条に定める試験の成果物（成績証明書又は報告書）の宛名名義が申込者と異なる場合は、その旨を記載した委任状をもって申込むことができます。ただし、上三者のうちいずれかが一般料金対象者であれば、利用料金は一般料金を請求します。

（試験内容等の変更）

第6条 お客様は、試験内容等を変更する場合は、都産技研が試験を着手する前までにその旨を都産技研に通知するものとします。  
2 前項に定める試験方法等の変更により利用料金に変更が生じる場合は、お客様は変更後の利用料金を支払うものとします。

（撮影・録音の禁止及び制限）

第6条の2 お客様による都産技研敷地内及び館内での撮影及び録音は、禁止の掲示の有無にかかわらずかたくお断りします。ただし、事前に担当職員からの書面による試験の現場（試験品（その他治具、比較対象品等の持込品も含む。以下同じ。）、試験設備、試験状況等）の撮影又は録音の許可を得た範囲内での撮影又は録音は除きます。  
2 お客様は、前項ただし書の許可を得る場合、試験申込みの際に受付の担当職員に申し出るものとします。都産技研が撮影又は録音を許可する場合は、試験申込書に撮影又は録音可能な範囲を記載します。  
3 前項の許可を超えた撮影及び録音は一切お断りします。また、許可された範囲での撮影又は録音でも、お客様は次の各号を遵守するものとします。  
(1) 安全確保のための職員の指示に従うものとします。  
(2) 職員、施設・設備、他のお客様等周囲へ配慮するものとします。（職員、他のお客様の肖像権等への配慮も含まれます。）  
4 お客様が第1項又は第3項に違反した場合は、都産技研は、試験を中断・中止する場合があります。お客様には都産技研の指示に従っていただきますのでご了承ください。  
5 都産技研は、前項の試験の中断・中止等によりお客様が受ける損害について一切責任を負いません。  
6 都産技研敷地内及び館内で撮影された写真、動画、音声等を許可なく第三者に開示又は公にすることを禁止します。  
7 都産技研は、本条に違反して撮影及び録音された写真、動画、音声等について、それらを記録・保存した媒体を含めて全て没収し、破棄することができるものとします。また、写真、動画、音声等の一切の利用行為の差し止めを請求することができるものとします。  
8 本条の違反により、都産技研又は第三者に生じた損害についてはお客様に請求します。

（契約締結の拒否）

第7条 都産技研は、お客様が次の各号の一に該当することが判明した場合は、当該試験の申込みを承諾しないことができるものとします。ただし、それ以外の場合につき都産技研が承諾の義務を負うものではありません。  
(1) お客様が申込みの際して、故意又は過失の有無にかかわらず、他人名義や架空名義の利用、虚偽記載、誤記等、事実と異なる記載がある場合又は署名欄に記入漏れがある場合  
(2) お客様の試験目的等が国内法令等に抵触するおそれがある場合  
なお、次の①から③に定める事項を本号に該当する場合と推定します。

①以下（ア）から（エ）の何れかの技術・製品・データ等の研究・開発・製造等を目的とするおそれのある試

## 験

- ②以下（ア）から（エ）の何れかの技術・製品・データ等を使用するおそれのある試験
  - ③本約款第12条に定める試験の成果物（成績証明書又は報告書）が以下（ア）から（エ）の何れかのために用いられるおそれのある試験
    - （ア）武器類、銃器類、危険物、毒劇物、化学薬品その他の法令、条例等の規定により所持、携帯、作成することが禁止・制限されている技術・物品・データ等
    - （イ）著作権その他の知的財産を侵害している、又は侵害するおそれがある技術・物品・データ等
    - （ウ）公序良俗に反する技術・物品・データ等
    - （エ）暴力団等の利益になると認められる、又は利益になるおそれがある技術・物品・データ等
- (3) お客様が、依頼試験以外のサービスを含めた都産技研の利用について、都産技研に支払うべき利用料金を滞納している場合又は過去に滞納したことがある場合
  - (4) お客様が過去に依頼試験以外のサービスを含めた都産技研の利用について、都産技研から中止措置、契約解約、利用停止を受けたことがある場合
  - (5) お客様が、申込み時において過去3年間、都産技研の利用申込み（電話、メール、ウェブサイト等による予約も含む）後に、お客様の都合によるキャンセルが3回以上行われていた場合
  - (6) お客様の試験品等が、美術品等損害保険の対象外であり、お客様から都産技研の求める念書の提出がなされない場合
  - (7) お客様の試験品等について、都産技研が人体や環境等に悪影響を及ぼすと判断した場合
  - (8) その他、都産技研がお客様からの試験等の受託を不適切又は不可能と判断した場合

### （契約の成立時期）

第8条 試験受託の契約は、第5条に定めるお客様からの申込みに基づき都産技研が試験申込書に受付印を押印し、試験申込書および承諾書をお客様に交付した日をもって締結されたものとします。（以下、締結された契約を「本契約」とします。）

### （支払方法）

第9条 お客様は、利用料金の支払条件及び方法については、次条に定める支払期限までに次の各号の一により都産技研に支払うものとします。

- (1) 現金払い
- (2) 都産技研が指定するコンビニエンスストアでの払込み
- (3) 都産技研が指定するクレジットカードによる支払い
- (4) 都産技研が指定する銀行口座への振込み

2 前項に係る手数料等の費用が発生する場合は、原則としてお客様の負担とします。

### （支払期限）

第10条 お客様の利用料金の支払期限は、原則として試験申込書および承諾書の交付日から7営業日以内とします。

2 都産技研は、原則としてお客様からの利用料金の受領を確認した後に試験に着手します。

3 試験内容の特性により、試験開始日までに利用料金の全部が確定できないと都産技研が判断した場合は、利用料金確定後に請求します。支払期限は、原則として請求日から2週間以内とします。この場合、試験申込書および承諾書の支払項目に確定払いと記載します。

4 前項の場合、都産技研は、原則としてお客様から利用料金の受領を確認した後に本約款第12条に定める試験の成果物（成績証明書又は報告書）を発行します。

5 公的機関等に限り、後納申請書の提出を認め、それについて都産技研が承認した場合、本約款第12条に定める試験の成

果物（成績証明書又は報告書）の交付後の支払期限を定めるものとします。この場合、試験申込書および承諾書の支払項目に後納払いと記載します。

### （機密保持）

第11条 都産技研は、お客様から口頭若しくは書面により開示又は提供された試験品等及び当該試験品等に関する技術情報並びに試験の結果、その他試験実施にあたり知り得たお客様の営業上、技術上の情報（以下、総称して「機密情報」という。）について、お客様の書面による事前同意なしには、これらを当該試験以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩をいたしません。ただし、次の各号の一に該当する機密情報についてはこの限りではありません。

- (1) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に既に都産技研が所有又は取得していたもの
  - (2) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等で既に公知となっていたか又は当該提供若しくは開示後、都産技研の責めによらず公知となったもの
  - (3) お客様から機密情報の提供又は開示を受けた後、都産技研がお客様に対する機密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得していたもの
  - (4) 法令の要求に基づき開示しなければならないもの
  - (5) 行政機関、司法機関等の公的機関からの命令・要請・指示等に基づき、必要な範囲に限り通知・通報しなければならないもの
- 2 前項第4号又は第5号の通知・通報を行ったこと又は行わなかったことにより、お客様に発生する損害について、都産技研は一切責任を負わないものとします。
- 3 第1項第4号又は第5号の通知・通報を行う際には、次の各号の各行を行います。ただし、法令又は公的機関からの要請において、各号の通知等を行わないように求められた場合はこの限りではありません。

(1) 開示要求があった事実及び開示予定内容をお客様に対して通知すること

(2) 適法に開示を要求された部分に限り開示すること

### （都産技研の責務）

第12条 都産技研は、善良なる管理者の注意をもって、都産技研の受付印が押印された試験申込書および承諾書に記載された内容及び方法により試験を行い、お客様に対し、成績証明書又は報告書を発行します。

### （お客様の責務）

第13条 お客様は、都産技研が指示する方法及び期日等により、試験に必要な試験品等を試験開始日までに自己の責任と費用により、都産技研の指定する場所に提出するものとします。

2 お客様は、都産技研への提出書類等は原則、日本語で作成しなければならないものとします。ただし、都産技研の承諾を受けたものについてはこの限りではないものとします。

3 お客様は、都産技研から試験目的・試験方法・試験品等について説明を求められた場合は、これに応じなければならないものとします。

4 お客様は、都産技研がお客様から提出された試験品等のみでは試験を行うことが困難であると認め、当該試験を行うために必要な追加の試験品等の提出を請求した場合は、都産技研と協議のうえ定められた期日までにこれを都産技研に提出しなければならないものとします。

5 本条に定めるお客様の提出書類等の虚偽記載・記載不備又は提出の遅延等により生じた成績証明書又は報告書の誤り、発行の遅延について都産技研は一切の責任を負いません。

6 お客様は、第6条の2を遵守するものとします。

### （都産技研の解除権）

第14条 都産技研は次の各号の一に該当する場合は、試験

中・試験終了後であっても、その理由を明示のうえ、お客様に書面をもって通知し、直ちに本契約を解除することができるものとします。

(1) お客様が、都産技研に支払うべき利用料金の支払いを遅滞した場合

(2) お客様が、本約款に定める責務を怠った場合、その他お客様の責に帰すべき事由により、成績証明書又は報告書を発行することができない場合

(3) お客様が、その責に帰すべき事由により本契約に違反し、都産技研が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されない場合

(4) お客様が、試験料金支払いの日から、3か月以内に試験に必要な試験品等を提出しなかった場合

(5) 第7条各号の一に該当することが判明した場合

(6) 前各号のほか、お客様の責めに帰すべき事由により、本契約を維持することが適当でないと都産技研が認める場合

2 前項に定める契約の解除をする場合、都産技研は、利用料金が既に支払われているときにはこれをお客様に返金せず、また当該利用料金が未だ支払われていないときはこれの支払いをお客様に請求することができるものとします。

3 第1項に定める契約の解除をする場合、前項に定めるほか、都産技研の受ける損害をお客様に請求することができるものとします。

4 契約の解除にあたり、その理由が国内法令等に抵触する場合、公益通報を行えるものとします。

(試験品等の返還、記録の保管)

第15条 都産技研は、試験終了後、すみやかにその返還を条件に提供を受けた試験品等をお客様に返還します。返還に要する費用はお客様の負担とします。ただし、試験品等の性質により返還できないものは例外とします。

2 都産技研は、別段の定めのない限り、成績証明書及び報告書、又は成績証明書及び報告書の写しを発行後5年間保管します。

(成績証明書の副本の発行)

第16条 成績証明書は、その発行の日から1年を限度に副本を発行することができるものとします。ただし、試験品の一部を添付している証明書の副本の発行については、試験の申込み時に依頼のある場合に限りです。

(報告書の再発行)

第17条 都産技研は、報告書の再発行は行わないものとします。

(結果の利用)

第18条 都産技研は、お客様が試験の結果を利用することにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

2 都産技研は、試験結果又はその利用が、いかなる第三者の特許権、実用新案権、著作権、又はその他の知的財産権等を侵害しないことを保証するものではないものとします。

3 第1項にかかわらず、都産技研の試験方法若しくは結果報告の内容に重大な誤りかつ、当該誤りについて都産技研に故意又は重大な過失が認められる場合には、都産技研は、お客様と協議のうえ、次の各号の一により対応するものとします。ただし、試験実施日における標準的な技術からして予見困難な誤りは重大な誤りには含まれません。

(1) 都産技研の費用負担のもとに当該試験のやり直し

(2) お客様が支払った利用料金の総額を限度額としてお客様が被った損害を賠償

4 前項の請求は、お客様が成績証明書又は報告書の発行の日から1年以内に行わなければならないものとします。

(名義使用)

第19条 お客様は、成績証明書に記載の結果等の利用について都産技研の名義を使用する場合は、事前に所定の様式により申請のうえ都産技研の承諾を得なければならないものとします。名義使用の申請は、成績証明書発行後1年以内に限りです。

2 前項は、お客様が第三者に試験結果の利用を許諾する場合に準用します。お客様は、第三者に前項の義務を遵守させなければならないものとします。

3 都産技研は、無断で又は承諾なく都産技研の名義を使用したお客様に対して、都産技研サービス提供の中止、名義使用の中止、広告等の回収、謝罪広告等の掲載及び損害の賠償を求めることができるものとします。

4 お客様が許諾を与えた第三者が、無断又は承諾なく都産技研の名義を使用した場合、お客様は第三者に代わり、広告等の回収、謝罪広告等の掲載及び損害の賠償を行うものとします。

5 名義使用の承認期間は、名義使用承認日から3年以内とします。

(免責)

第20条 都産技研の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、お客様及び第三者のけが等の事故及び損失については、都産技研は一切責任を負わないものとします。また、設備機器、原材料その他の製造業者等に製造物責任法上の責任が生じる場合、修理・保守・校正の役務を提供する者に債務不履行や不法行為、瑕疵担保の責任が生じる場合も、お客様に対し製造物責任法上の責任を含め、都産技研は一切責任を負わないものとします。

(不可抗力)

第21条 都産技研は、天災地変、機器の故障、輸送時の破損等その他の都産技研の責めに帰することができない事由により契約の履行が困難になった場合、お客様に成績証明書又は報告書の発行の延期又は契約の解除を求めることができるものとします。

2 前項の場合の利用料金の支払い又は返金については、都産技研が合理的と考える方法によって決定するものとします。

(権利譲渡禁止)

第22条 お客様は、都産技研の書面承諾を得た場合を除き、依頼試験契約に基づく一切の権利・義務を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をできないものとします。

(約款等の改訂)

第23条 都産技研は本約款等を随時変更ができるものとします。

2 お客様は、変更した約款等に従うものとします。これに従わない場合は、都産技研は当該依頼試験の契約を中止又は解除できるものとします。

(協議)

第24条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

(合意管轄)

第25条 この約款及び個別契約その他依頼試験契約から生じる紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定平成21年6月1日

改正平成22年4月1日

改正平成27年4月1日

改正平成29年4月1日

改正平成29年6月1日

改正平成30年1月1日